

白井市地域防災計画

【市民向け概要版】



令和3年3月



白井市

目 次

I 地域防災計画とは

- 1 計画の目的 1
- 2 計画の基本方針 1
- 3 計画の構成と内容 3

II 地域の災害危険性

- 1 地震 4
- 2 風水害 4

III 災害に備える活動

- 1 地域防災力の向上 6
- 2 防災体制の整備 9
- 3 災害に強いまちづくり 11

IV 災害が発生したときの活動

- 1 災害対策本部 12
- 2 応援協力体制の確保 12
- 3 情報伝達・災害相談 13
- 4 避難活動 13
- 5 消火・救助・医療救護活動 15
- 6 二次災害の防止活動 16
- 7 被災者への生活支援 16
- 8 交通対策・緊急輸送 18
- 9 災害ボランティア 18
- 10 帰宅困難者対策 18

V 災害復旧・復興

- 1 災害復旧 19
- 2 災害復興 19

【巻末資料】

- 指定緊急避難場所一覧 20
- 指定避難所一覧 21
- 福祉避難所一覧 21

I 地域防災計画とは

1 計画の目的

白井市地域防災計画(以下「地域防災計画」といいます。)は、災害対策基本法第 42 条の規定により、白井市防災会議が作成する計画です。この計画では、防災関係機関や公共的団体その他住民がその全機能を発揮して、災害による被害の軽減、住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

2 計画の基本方針

地域防災計画は白井市の防災行政を司る総合的かつ基本的な計画であり、白井市だけでなく、国、県、警察、ライフライン事業者、住民、事業所等が、それぞれの役割をもって防災対策を行うこととされています。白井市では、次の考え方、方針に基づいて、地域の防災力を向上させ、災害に強いまちの実現を図ります。

◆ 4つの基本的考え方

【基本1】減災を重視した防災対策の方向性

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視します。

【基本2】地域防災力の向上

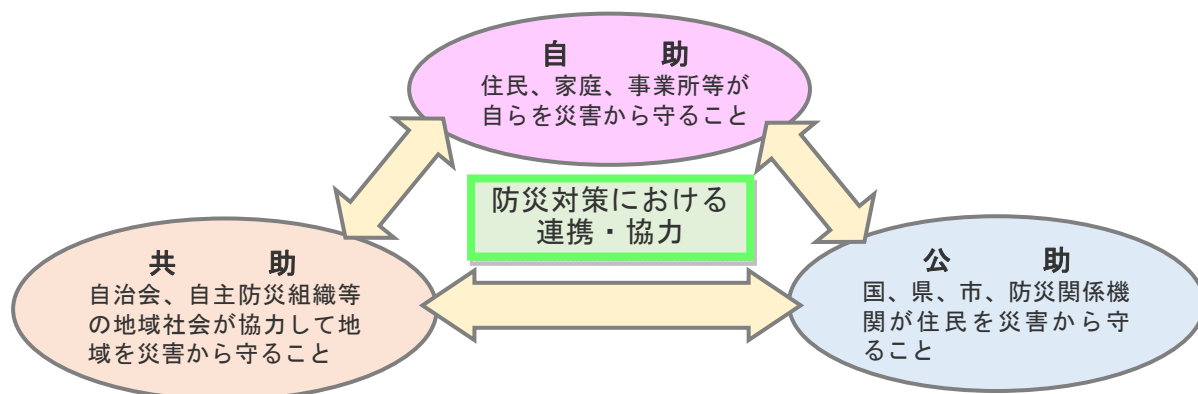
大規模な災害では、発災直後の市民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果につながります。「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図るほか、自助・共助・公助が一体となった市内全域の防災力の向上を図ります。

【基本3】要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢化の進展や障がいのある方が年々増加しており、今後さらなる対策の充実が求められています。地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、男女共同参画や要配慮者の視点に立った対策を講じます。

【基本4】計画に基づく施策の推進及び見直し

地域防災計画は、市域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画です。本計画に基づく施策の効果的推進に努めるほか、定期的に点検・検証を行い、所要の見直しを行います。



◆ 10の基本方針

【方針1】防災活動拠点の整備

災害時に防災活動の拠点となる施設については、施設の安全性を確保するとともに、通信、情報機器等の資機材、非常用電源及び燃料、応急対策要員の食糧等の整備、備蓄を行います。

【方針2】交通・ライフライン施設の整備

交通施設、上下水道施設などのライフラインについて、効果的・効率的な耐震化を推進します。

【方針3】防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民の皆様がおかれた災害への環境をお知らせするため、ハザードマップへの掲載等により白井市の災害危険箇所の周知を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に提供できるようにします。

【方針4】緊急避難場所、避難路、避難所及び避難者の支援体制の整備

公共施設、小・中学校、公園等の緊急避難場所の確保と整備、避難誘導看板及び避難路の整備を図ります。また、避難所及び福祉避難所の開設・運営並びに在宅を含む避難者の支援体制の整備を図ります。

【方針5】防災意識の高揚と組織体制の整備

市民への防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚、地域の自主防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承を促します。

【方針6】要配慮者対策

家庭や地域ぐるみによる要配慮者の的確な把握や災害時の情報伝達、安否確認、救助体制、避難場所・避難所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図ります。

【方針7】活動体制の整備

災害発生時の職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立等の庁内体制の強化、関係機関との緊密な連携に努めます。

また、プロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）を職員に普及し、職員の防災行動力の向上を図ります。

【方針8】緊急輸送体制の整備

災害発生時の緊急通行車両の通行を確保するため、緊急輸送路等の選定と確保及び県の選定する緊急輸送路との連携を強化します。

【方針9】地震防災対策の推進

地震による災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業を推進します。

【方針10】広域連携の推進

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、房総半島台風及び東日本台風等の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図ります。

3 計画の構成と内容

白井市地域防災計画は、計画全体の基本事項(総則)、災害種別の計画(震災、風水害、大規模事故)及び資料の3つの編で構成しています。また、災害種別の計画は、平時の取組(災害予防計画)、災害時の対応(災害応急対策計画)及び災害からの回復(災害復旧・復興計画)の3つの局面を基本として構成しています。

白井市地域防災計画の構成

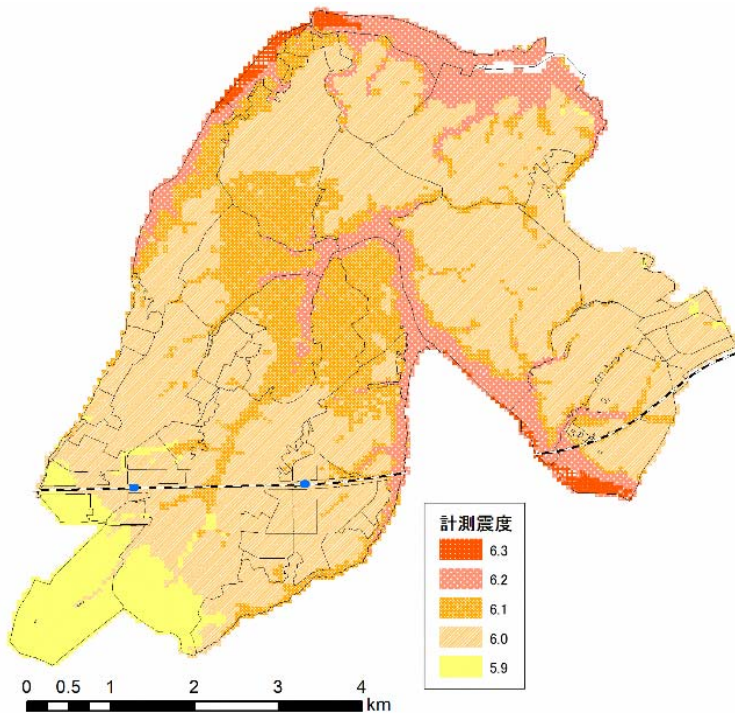
項 目			内 容							
総	則	編	計画の目的、基本方針、防災関係機関・住民等の役割、白井市の災害特性							
震 災 編	総	則	編	地震対策の基本的視点、想定地震、被害予測結果、減災目標						
	災	害	予	防	計	画	地震被害を防止・軽減するため、平常時に行うさまざまな備えや耐震化等の計画			
	災	害	応	急	対	策	計	画	地震が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動、二次災害の防止措置等の計画	
	災	害	復	旧	・	復	興	計	画	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
	附編 南海トラフ地震に係る 周辺地域としての対応計画			南海トラフ地震の関連情報が発せられた場合における適切な対応についての計画						
風 水 害 等 編	総	則	編	風水害対策の基本的視点、水害及び土砂災害の危険区域、火山災害の想定						
	災	害	予	防	計	画	河川の氾濫や浸水、土砂災害等の被害を防止するため、平常時に行うさまざまな備えの計画			
	災	害	応	急	対	策	計	画	大雨、洪水、暴風、降灰等のおそれがあるときや災害が発生したときの活動体制、被災者の救助・救援活動の計画	
	災	害	復	旧	・	復	興	計	画	被災者の生活再建支援、農林水産業者や中小企業者等の復旧支援、公共施設の復旧等の計画
大 規 模 事 故 編	大 規 模 火 災 対 策			集落等の火災による延焼予防対策、大規模建築物の火災防止対策、火災発生時の消防・避難活動等の計画						
	危 険 物 等 災 害 対 策			危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等の取扱施設における事故防止対策や事故発生時の二次災害防止措置及び救助活動等						
	航 空 機 災 害 対 策			航空機炎上等への予防計画、災害発生時の応急活動、応援体制の計画						
	鉄 道 災 害 対 策			列車の衝突や脱線等により死傷者を伴う列車事故発生時の消防活動や救助・救護活動等の計画						
	道 路 災 害 対 策			道路施設の被害、危険物積載車両の事故等による被害の防止や事故発生時の救助活動等の計画						
	放 射 性 物 質 事 故 対 策			放射性物質取扱事業所等での事故を想定した備え、事故発生時の防護措置等の計画						
資	料	編	各計画と関連する例規、図表、その他資料を掲載							

Ⅱ 地域の災害危険性

1 地震

◆ 地震被害想定

白井市では、「白井市直下の地震(マグニチュード 7.1)」を想定した地震被害想定を行っています。この地震が発生した場合の市内の震度や被害は、次のように予測されています。



建物被害	
全 壊	472 棟
半 壊	1,667 棟
焼 失 ^{※1}	約 130 棟
人的被害	
死 者 ^{※2}	32 人
負傷者 ^{※2} (うち重傷者)	315 人 (39 人)
避難者 ^{※1} (うち避難所滞在)	最大 14,235 人 (最大 5,694 人)
帰宅困難者	約 3,200 人
ライフライン	
上水道の断水人口	最大 41,700 人
下水道の支障人口	最大 1,857 人
緊急輸送道路の被害	1.15 箇所

※1：冬の 18 時に発生した場合

※2：冬の 5 時に発生した場合

白井市直下の地震(M7.1)で予測された震度分布図(左図)と主な被害(右表)

【白井市直下の地震 (M7.1) で予測された主な被害の特徴】

- ・市内の震度は6弱～6強となる。
- ・建物の全半壊は 2,100 棟に上り、冬の 18 時の地震の場合は約 130 棟が焼失する。
- ・冬の 5 時の地震の場合、死者は 32 人、重傷者は 39 人に上る。
- ・地震直後は、ほぼ全域で停電となるが、数日で復旧する。
- ・上水道や都市ガスは 7 割以上が停止し、9割の復旧に約 1 か月を要する。
- ・避難者数は最大約 1.4 万人(うち避難所の避難者は約 5,700 人)、帰宅困難者は約 3,200 人、災害廃棄物は 14.3 万トンに上る。

2 風水害

◆ 洪水浸水想定区域

白井市内には、利根川、手賀川・手賀沼、高崎川等で大規模な洪水が発生した場合に浸水する洪水浸水想定区域があります。

利根川の洪水浸水想定区域は下手賀沼周辺と神崎川周辺で、最大約 5m の水深となっています。

手賀川及び手賀沼の洪水浸水想定区域は下手賀沼周辺で、最大約 3m の水深となっています。
高崎川等の洪水浸水想定区域は神崎川、二重川沿川の主に農地で、最大約 4m の水深となっています。

洪水浸水想定区域とは…

「水防法」に基づいて指定され、国や県が管理する主要な河川で大規模な洪水が発生した場合の浸水範囲、水深などが示されます。洪水浸水想定区域では、警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設（高齢者、障がい者、乳幼児等の利用施設）の避難確保計画の作成等が行われます。

◆ 土砂災害警戒区域

白井市内には、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が 28 箇所指定されており、河川と台地の間にあるがけ地などに分布しています。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは…

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定されます。土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に住民等に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制の整備等が行われます。

また、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に建築物が損壊し、住民等に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、開発行為や建築物構造が規制されます。

ハザードマップを確認しましょう！

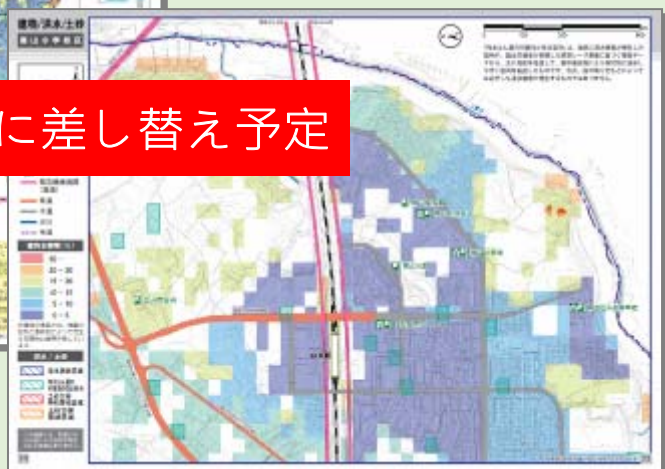
白井市では地震、洪水、土砂災害からの円滑な避難を確保するため、危険区域や避難場所等の地図、適切な避難行動や日頃の備えなどを示したハザードマップを作成、公表しています。

このハザードマップを活用し、災害の種類に応じた避難方法や日頃の備えを点検しておきましょう。

【地震ハザードマップ】



【洪水・土砂災害ハザードマップ】



2月下旬に差し替え予定

Ⅲ 災害に備える活動

1 地域防災力の向上

◆ 防災訓練

白井市では、毎年秋に多くの防災関係機関や住民等が参加する総合防災訓練を実施し、大規模災害を想定した各種救助、救援活動を実践しています。また、市内の小学校区、自治会、マンション等でも地域の実情に応じた防災訓練が実施されています。

市民の皆様もこれらの防災訓練に参加し、自助・共助、地域防災力の向上を図りましょう。



倒壊家屋救出訓練(BCN 撮影)



白井市防災訓練(市撮影)



西白井自治会防災訓練(日本防災士会撮影)



清水口小学校区防災訓練(日本防災士会撮影)



プラザ西白井マンション防災訓練(BCN 撮影)



七次台小学校区支部防災訓練(BCN 撮影)

◆ 自主防災組織の育成

自主防災組織は共助の中心を担う重要な防災組織です。白井市では自主防災組織の結成や活動を促進するため、防災資機材の交付、防災訓練等への専門家の派遣等の支援を行っています。

支援制度	支援内容
白井市防災資機材等交付要綱	消火器、消火バケツ、ヘルメット、ラジオ、メガホン、腕章、強力ライト、誘導旗(ポール付)、テント、はしご、担架、救急医療セット、ロープ、防水シート、発電機、格納庫、その他防災活動に必要な資機材を交付
防災アドバイザー派遣制度	防災訓練・講演会・研修会に、防災の専門的な知識を有する「防災アドバイザー」を派遣
防火防災訓練災害補償等共済制度	自主防災組織が主催し、事前に市又は消防署へ届出した訓練における不慮の事故によるけがなどを補償

◆ 地区防災計画の普及

地域の防災力の向上を図るため、自治会、自主防災組織等を対象に、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等に関する地区防災計画の作成を促進し、各地区の共助による計画的な防災活動を推進していきます。

地区防災計画とは・・・

住民等による自発的な防災活動を定めた『ボトムアップ型』の計画です。

地域防災計画は、住民による自助、地域コミュニティによる共助、行政や公共機関による公助の基本的な役割を定めていますが、国、県、白井市などが行う対策がメインとなった『トップダウン型』の性格が強い内容です。

一方、東日本大震災では行政機能が麻痺する中、自助、共助が避難所運営等で重要な役割を果たし、大規模災害では自助、共助がとくに重要であることが改めて認識されました。

この教訓を踏まえて災害対策基本法が改正され、一定の地区の居住者や事業者が自発的な防災活動を計画して防災会議に提案できる「地区防災計画制度」が創設されました。

白井市では、国のガイドライン等を活用して地区防災計画を普及していきます。

地区防災計画の策定は難しいのでは・・・

～全国各地で様々な地区防災計画が策定されています。まずは各地の取組事例を知るところから始めてみましょう。

こんな地区防災計画が作られています。(事例のご紹介)

事例① 要配慮者への支援体制を構築

要配慮者に対する地域支援体制づくり
災害発生時に助けが必要とされる要配慮者を「おねがい会員」、救助を行う支援者を「まかせて会員」として登録する制度を構築。災害時の要配慮者の安否確認や避難誘導の他、平常時の見守りも実施。
※「平日の共助」
地震後15分以内において、要配慮者が自宅の玄関先にいた場合には、支援者が「同伴避難」、「車避難」等ができるよう「おねがい」の共助による支援体制を構築。

事例② 安否確認のルールを構築

避難所で確かな安否確認の実行
災害時に取るべき行動を「自身の安全確認」→「安全かーの確認」→「近所の確認」等、やるべき行動手順について災害で明確にし、安否確認のルールを構築。
※「災害時住民生活しがいマップ」の作成
災害時に誰がどの家の安否を確認し、助けるかを取り決め、要配慮者の自宅等を掲載した「災害時住民生活しがいマップ」を作成。
※安否確認のIT化
マンション管理組合が全住戸の

みんなで「地区防災計画」を作ろう！

地区防災計画とは、地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等に関する計画です。

「地区防災計画」の策定まで

STEP-0 地域理解

- 様々な場や機会を通じて、災害に対する畏れ(準備)の意識を高め、自助・共助の意識を醸成します。
- 計画策定のためのグループ(組織)を構築し、地区行政(市町村)や消防等に連携方法を確認します。

STEP-1 工程確認

- 計画を策定する対象地区の地域の特性を把握し、起こりうる自然災害(リスク)を特定します。
- 「まち歩き」をして、各自発見したことを記録。図書館等で歴史文書を参照しながら、防災マップを作ります。
- 防災マップを使い、避難場所や避難経路等を再確認し、計画策定のためのスケジュールや取組内容(避難・救助方法等)について話し合います。

STEP-2 地区特性確認

- ワークショップ等を開催し、特定した自然災害(リスク)による被害想定(被害想定)を行います。そして、課題に対する対策(自助・共助)を話し合います。防災活動(訓練、備蓄、その他)の計画(実施)等を計画し、計画策定のためのスケジュールや取組内容(避難・救助方法等)について話し合います。

STEP-3 「計画」策定

- 計画策定を完了し、計画策定地区の住民に共有します。
- 計画策定地区の住民に計画策定地区の防災計画を共有します。

STEP-4 「計画」策定後

- 地域の防災計画(計画)を策定します(地域防災計画への取組が完了します)。
- 実施後は、地区防災計画は当該地区防災計画に引き継ぎ、防災活動の実施に努めます。

STEP-5 計画の見直し

- 防災訓練(「まち歩き」や避難訓練、ワークショップやアンケート等)を実施し、対象地区の住民が実行可能な計画となるよう随時見直しします。

※内閣府「みんなで作る地区防災計画」より

◆ 避難行動要支援者の支援体制づくり

災害時に避難支援が必要な方(避難行動要支援者)の名簿を作成し、平常時から地域の避難支援等関係者(自主防災組織、自治会、民生委員等)に名簿情報を提供します。

地域では、名簿情報を活用して、安否確認や避難支援体制の整備を図ることが期待されており、また、必要に応じて避難行動要支援者ごとの具体的な支援方法をまとめた『個別避難支援プラン』を作成することで、避難支援体制の更なる充実につながります。

避難行動要支援者等の用語について

「要配慮者」…………… 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する方です。

「避難行動要支援者」… 要配慮者のうち、自力で避難することができない方です。

☛ 白井市では、次の方を避難行動要支援者に位置付けて名簿を作成しています。

① 身体障害者手帳を所持する方

視覚障がい、聴覚障がい、上肢機能障がい(1級から2級)、下肢、体幹機能障がい(1級から3級)、呼吸器機能障がい(1級から2級)

② 療育手帳を所持する方(㊦又はA)

③ 精神障害者保健福祉手帳を所持する方(1級)

④ 介護認定者のうち要介護3以上の方

⑤ 上記のほか避難支援を必要とする方(自ら申請が必要です)

「避難支援等関係者」… 避難行動要支援者の避難を介助する団体や個人です。

☛ 白井市では、自主防災組織(防災会)、自治会、民生委員、社会福祉協議会の方々です。

◆ 消防団の活性化

消防団は、平常時には地域の防火・防災の担い手として、また、災害発生時には、消火・警戒などの消防活動を行うなど、地域の防災リーダーとしての重要な役割を担っています。

一方、消防団員は高齢化や団員の減少などが懸念されているため、白井市では「機能別団員制度」を設け、消防団OBを機能別団員として採用しています。機能別団員とは、能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員で、限定した活動や特定の災害にのみ活動し、消防団の活動を補完する役割が期待されます。



白井市機能別団員の概要

項 目	内 容
応 募 資 格	・市内在住、在勤の人で、おおむね日中消防団活動に従事できる人 ・消防団員の経験が5年以上ある人、又は消防吏員であった人
身 分 ・ 報 酬	・消防団員と同じ身分(階級は団員のみ) ・報酬は日額 4,200 円(報酬 2,000 円+費用弁償 2,200 円)
職 務	・火災現場での消火活動、大規模災害時等の巡回、広報活動 ・団長が特に必要と認める活動行事・訓練への参加

2 防災体制の整備

災害時の情報伝達、物資の確保、受援等を円滑に行えるよう、システム整備、備蓄、協力体制づくり等を進めています。

◆ 家庭内・事業所内での水や食料、生活用品等の備蓄促進

白井市では、各家庭における水や食料、生活用品等について、「最低3日、推奨1週間」分の備蓄を勧めています。また、家族に要配慮者や食物アレルギーのある家庭では、介護用具、医薬品、医療用器材、専用食料などの備蓄も必要です。

事業所等においても、従業員、来客等が道路や交通機関の被害で帰宅困難となる状況を想定し、事業所内で一時滞在できるように備蓄することを勧めています。

備蓄には「ローリングストック法」が有効です！

ローリングストック法とは、一般食品の中で比較的賞味期限の長いレトルト食品、フリーズドライ食品、カップラーメンなどを常時備蓄し、定期的に賞味期限が近づいたものから消費し、消費した分を補充していく備蓄方法です。

◆ 公的な食料・物資の備蓄

白井市では、大規模災害時の備えとして、被災して避難される方に必要な3日分の水や食料、生活用品の他、救助用の資機材などを、市内の防災倉庫に備蓄するように努めています。

市の主な備蓄品

種類	主な品目
水・食料等	水、アルファ米、パン、ビスケット、栄養補給食品、乳児用ミルク、哺乳びん
救急用品	大型救急箱、簡易ベッド、担架、毛布、救急シート、タオル
生活関連用品	ゴミ箱、ゴミ指定袋、組立式テント、仮設トイレ、簡易トイレ用収納袋(し尿処理剤付)、トイレトーパー、間仕切り、仮設ルーム、パーソナルテント、コンパクトベッド、エアマット、水タンク、防災用かまど、薪、食器セット、やかん、災害時用公衆電話機、多機能ラジオライト
安全救助関連用品	懐中電灯、標識トラロープ、ブルーシート、土のう袋、折りたたみリヤカー、脚立兼用はしご、救助工具、ガソリン缶、カセットガス、発電機、投光器、コードリール、防災用ベスト、メガホン、乾電池
衛生用品	石鹼水、消毒薬、バケツ、キッチンペーパー

◆ 災害用井戸の整備

市では、大規模災害発生時にライフラインが寸断した場合に備えて、災害時の水の確保を目的に文化センター、福祉センター及び市内の小学校 9 箇所に発電機を備えた災害用井戸を設置しています。

大地震では、生活用水として井戸水が貴重な水源になり、役立てられた事例が全国で多数あります。



◆ 情報伝達体制

災害や避難等に関する情報を地域の方々に速やかに伝達するため、防災行政無線のほか、市情報配信メール、インターネット、放送メディアを活用した多様な伝達手段を整備しています。

防災行政無線 スピーカーから緊急時の情報をお知らせします。 ※放送内容は市のホームページや電話でも確認できます。 防災行政無線再聴サービス 0120-980-775(無料)	防災情報サービス J:COMの専用端末を通じて防災行政無線放送や気象庁の緊急地震速報を大きな音と光で配信します。
テレビ・ラジオ 災害情報共有システム(Lアラート)から受信した避難指示等の情報及び避難所開設情報を、テレビのデータ放送で確認することができます。	インターネット 大規模な災害時には、市のウェブサイト等に最新の災害情報を掲載します。 白井市ウェブサイト https://www.city.shiroi.chiba.jp
防災メール・SNS 白井市からの防災情報を、登録者にメール、LINE、ツイッターで配信します。 防災メール  LINE  Twitter 	緊急速報メール 緊急地震速報、特別警報、災害・避難情報等が発表されたときに、対象エリア内の携帯電話やスマートフォンに一斉に送信されます。 ※通信事業者、機種、設定によっては受信できない場合があります。

災害情報共有システム（Lアラート）とは・・・

災害時の避難情報など地域の安心安全に関するきめ細やかな情報を、テレビやインターネット等の様々なメディアを通じて、地域住民に迅速に提供するシステムです。

データ放送によるテレビ画面のイメージ

【提供する情報】

- 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
- 避難所開設情報
- 災害対策本部設置情報

【テレビによる確認方法】

テレビのデータ放送で災害情報共有システム（Lアラート）の受信情報を確認できます。



3 災害に強いまちづくり

災害による被害を最小限にするためには、私たちの住むまちを「災害に強いまち」に変えていく必要があります。白井市では、建築物の耐震化、避難場所の整備等を進めています。

◆ 住宅等の耐震化の促進

地震による死傷者の原因で最も多いのは、建物の倒壊によるものです。さらに、建物が倒壊すると、道路を塞ぎ、救急・消火活動の大きな障害にもなります。

このため白井市では、耐震改修促進計画に基づいて住宅や公共建築物の耐震化を促進しています。また、住宅については耐震診断や耐震改修の補助制度を設け(下表参照)、耐震化を支援しています。

	補助制度の概要
戸建住宅 耐震診断補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震診断を行う場合、その診断費用の一部を助成(診断費の 3 分の 2 70,000 円以内)
戸建住宅 耐震改修工事補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅の耐震改修工事を行う場合、その工事費の一部を助成(工事費の 3 分の 1 500,000 円以内)
マンション等 耐震診断補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたマンション等区分所有の共同住宅の耐震診断を行う場合、その診断費用の一部を助成(1,000,000 円以内)

◆ 転倒・落下物等対策の促進

建物が無事でも家具や大型家電の転倒、ガラスの飛散によってけがをしたり、建物の外に避難する経路を塞いだりします。また、ブロック塀の倒壊や落下物によって、歩行者等に被害を及ぼしたり、緊急車両の通行の妨げになったりしてしまこともあります。

白井市では、家具等の転倒防止対策の啓発に努めているほか、危険なコンクリート塀等の除却費用の一部を補助しています。

	補助制度の概要
危険コンクリートブロック 塀等対策事業補助金	道路に面する危険なコンクリートブロック塀等の除却に要する費用の一部を補助(工事費の 2 分の 1 100,000 円以内)

◆ 避難場所・避難所の指定

災害から安全を確保し、また、避難生活をする場所を確保するため、次のような機能別に避難場所・避難所を指定しています。

種 類	機 能	指定状況
指 定 緊急避難場所	切迫する災害(地震、洪水、土砂災害等)から緊急的かつ一時的に避難する場所	小中学校(グラウンド)、公園、コミュニティセンターなど 計 29 箇所
指 定 避 難 所	住居が被災した住民等が一時滞在する場所	小中学校、高校、コミュニティセンターなど 22 箇所
福 祉 避 難 所	一般の避難所での生活が困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた場所	福祉センター、公立保育園(乳幼児・妊産婦用)

☛ 避難場所・避難所の一覧は、巻末資料(p20～21)をご覧ください。

Ⅳ 災害が発生したときの活動

1 災害対策本部

◆ 災害対策本部の設置

災害対策本部とは災害対策を総合的に実施するために設置する臨時組織で、市長を本部長とします。

主な設置基準は、次のとおりです。

【白井市災害対策本部の主な設置基準】

- 白井市内で震度5強以上を記録したとき
- 特別警報が発表されたとき

◆ 職員の動員

災害時には、災害対策活動に必要な職員を動員します。

また、大規模災害では電話やメール等の連絡手段が使用できないことも考慮し、震度や警報レベルに応じた自動参集も行います。



災害対策本部の様子
(新潟県中越沖地震、柏崎市)

出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

2 応援協力体制の確保

白井市の対応力を超えるような大規模災害では、県、自衛隊、他の市町村のほか、災害協定を締結している団体(下表参照)に、災害対策活動の応援協力を要請します。

応援協力分野	協定先
情報伝達	千葉ニュータウンセンター、ジェイコム千葉、ヤフー
救援物資等の供給	商工会・商店会、コープみらい、山屋食品、伊藤園、セブン-イレブン、DCM ホーマック、佐川急便、大塚製薬
医療救護	印旛市郡医師会、印旛郡市歯科医師会、印旛郡市薬剤師会
要配慮者の支援	社会福祉協議会、日本福祉用具供給協会、市内介護老人保健施設・老人ホーム等



自衛隊の給水支援の様子
(新潟県中越沖地震、柏崎市)

出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

3 情報伝達・災害相談

◆ 災害情報の伝達

災害時には、防災行政無線、防災メール、広報車、緊急速報メール(エリアメール)、ホームページ、SNS 等を活用して防災情報や生活支援情報等を発信します。

◆ 災害相談窓口

白井市は、住民からの問い合わせや相談に対応するため、白井市役所に災害相談窓口を設置します。

【相談の主な内容】

- | | |
|---------------|------------------|
| ○ 家族等の安否情報の照会 | ○ 応急住宅等への入居 |
| ○ り災証明書等の発行 | ○ 生活再建支援金、義援金の支給 |
| ○ 解体家屋の処理 | ○ 復旧資金の貸付 |
| ○ 被災住宅の応急修理支援 | ○ 市税等の減免 |

4 避難活動

◆ 避難指示等の発令

住民の方々がとるべき避難行動を直感的に理解できるよう、令和元年から「5段階の警戒レベル」を明記して避難情報を提供することになりました。

市は、警戒レベル3以上の避難情報を発令し、防災行政無線、防災メール等で警戒レベルと対象地区等を伝達します。

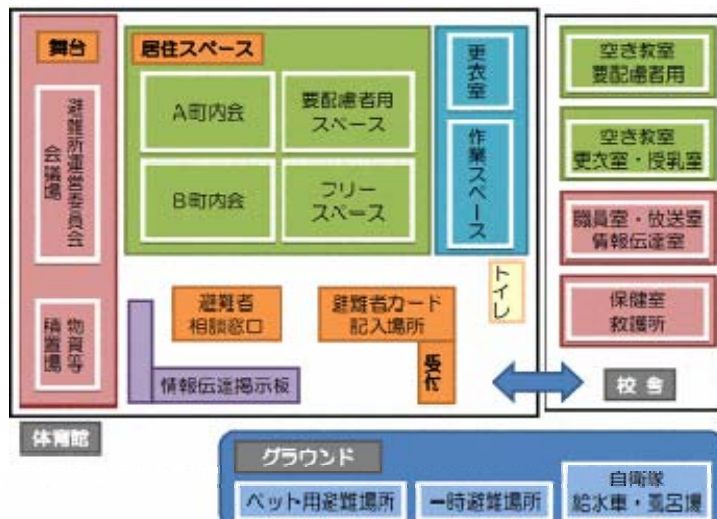
警戒レベル	避難行動等	避難情報等
レベル 5	既に災害が発生又は発生する直前の状況です。 命を守るための行動を直ちにとりましょう。	緊急安全確保 【市が発令】
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
レベル 4 【全員避難】	速やかに危険な場所から避難先へ全員避難しましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難しましょう。	避難指示 【市が発令】
レベル 3 【高齢者等は避難】	避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	高齢者等避難 【市が発令】
レベル 2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報、大雨注意報 【気象庁が発表】
レベル 1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 【気象庁が発表】

## ◆ 避難所の開設・運営

災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合、市職員が施設管理者、自主防災組織等と協力して避難者の受入れを行います。また、避難所の運営は住民による自治を目指し、自治会、自主防災組織等が主体となった避難所運営委員会を立ち上げます。

なお、高齢者、障がい者等には福祉避難スペースを確保するほか、一般の避難所での生活が困難な方々には福祉避難所を開設し、専門的な介助を行います。

避難所レイアウト(参考)



### 避難所運営委員会の設立に協力を！

東日本大震災や熊本地震では、避難者の方々が主体的に運営した避難所は、被災者同士の助け合いの機運が高まり、良好な生活環境が確保できたと言われています。市では、住民の方々が主体となって避難所を開設、運営するための組織体制や運営方法等を示した「自治会等向け災害時対応マニュアル」を作成しています。このマニュアルを活用して、災害が起こる前から避難所運営委員会を立ち上げて、住民主体の避難所運営体制づくりを進めましょう。

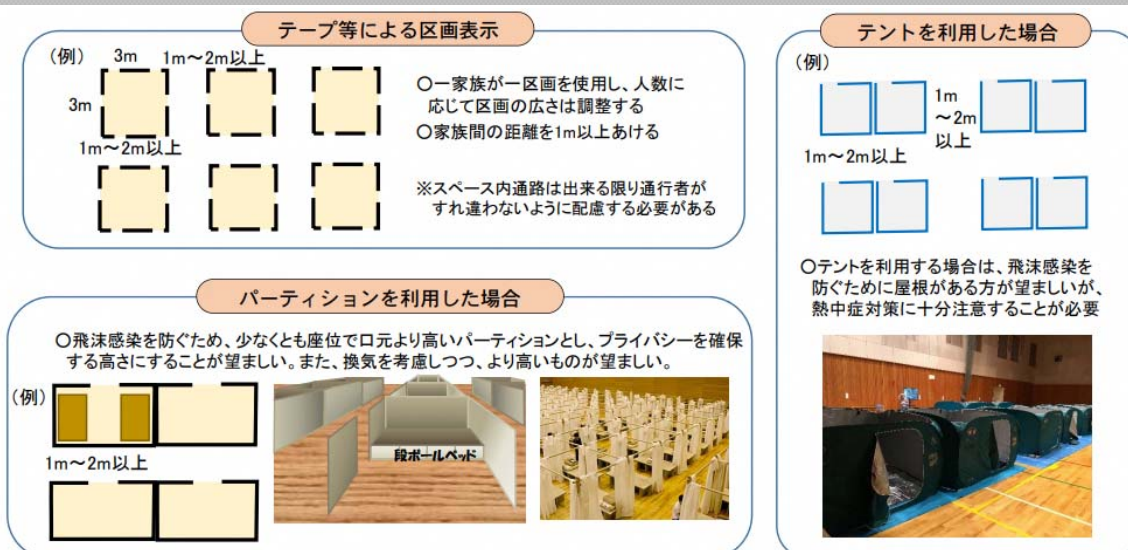
## ◆ 新型コロナウイルス等感染症対策

避難所での新型コロナウイルス等の感染を防止するため、市では避難所での衛生管理を徹底するほか、濃厚接触者等の専用避難所を確保しています。

市民の皆様も、適切な避難行動のため、次の準備をしてください。

### 新型コロナウイルス等の感染症防止のための避難行動を！

- ハザードマップを確認し、自宅が危険区域でない場合は、在宅避難を優先する。危険区域内の場合は、最寄りの避難所のほか、親戚、知人宅への避難を検討する。
- 避難する際は、水・食料等のほか、マスク、体温計、消毒薬なども持参する。



新型コロナウイルス感染症対応時の避難所滞在スペースレイアウト例

(出典：国通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対策の参考資料について」)



## 5 消火・救助・医療救護活動

### ◆ 消火・救出活動

大地震では火災が多発したり、倒壊した建物等に多くの住民が下敷きになるなど、消防署や消防団だけでは対応できなくなる事態が予想されます。このため、現場に真っ先に駆けつけられる地域の事業所、自治会、自主防災組織、住民等の方々が初期消火や救出活動に協力していただく事が不可欠です。また、救出した方の搬送等についても、住民の皆様に協力を求めることがあります。

### 発災時の防災・減災活動へ協力を！

阪神・淡路大震災では、倒壊建物から救出された方の約9割が家族や隣近所の方に救出されています。自治会、自主防災組織、事業所等が協力して、救出活動等を行うことが重要です。

### ◆ 医療救護活動

多数の傷病者が発生したときなどには、市と医師会、歯科医師会、薬剤師会などが連携して、保健福祉センターなどに救護所を設置します。救護所では、医師や看護師等で編成する医療チームが、負傷者のトリアージや応急処置等を行います。

また、重傷者等は災害医療拠点となる病院等へ搬送して治療を行います。その他、避難生活者の健康を確保するために、医師や保健師が避難所を巡回して健康調査を行ったり、感染症やエコノミクス症候群等の予防、こころのケア等を行います。



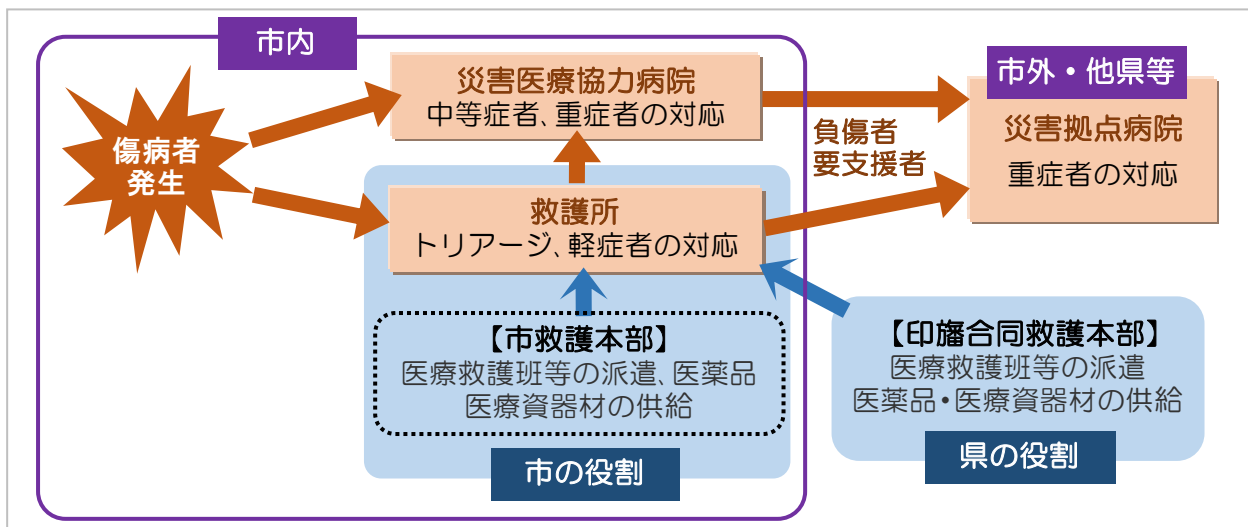
救護所の様子(新潟県中越沖地震、柏崎市)

出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

### トリアージとは…

災害現場等で多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じた処置や搬送を行うために、治療の優先順位をつけることをいいます。

### 災害医療救護活動のながれ





## 6 二次災害の防止活動

### ◆ 被災建築物の応急危険度判定

地震により建物が被災したときは、余震によって建物が倒壊するおそれがあります。このような二次災害を防ぐために、被災した建物を対象に応急危険度判定を実施します。

これらの判定は目視で行い、建物の入口等にステッカー(右図参照)で表示します。

なお、この判定は危険を防止するためのもので、り災証明書を発行するための被害認定調査は、この判定の後で実施します。



建物の応急危険度判定のステッカー

### ◆ 被災宅地の危険度判定

地震や液状化によって地盤に亀裂などが生じた宅地では、家屋等が倒壊するおそれがあります。このような二次災害の危険を防ぐため、宅地の危険度判定を実施します。

判定結果はステッカーで表示し、危険がある場合は、警戒避難対策や危険区域への立入制限等を行うことがあります。



宅地の危険度判定のステッカー

## 7 被災者への生活支援

### ◆ 給水

水道が断水したときは、断水地区の病院や福祉施設等に優先的に給水するほか、避難所等に給水拠点を設置して被災者の方々に飲料水等を提供します。白井市が対応できない場合は、県や他の水道事業体に応援を要請して飲料水等を提供します。

#### 被災者への目標給水量

期 間	給水量	水量の用途内訳
発災から3日間程度	30ℓ/人・日	生命維持のために最低限必要な水量
4日目頃から10日目頃まで	20ℓ/人・日	調理、洗面等、最低生活に必要な水量
11日目頃から21日目頃まで	100ℓ/人・日	調理、洗面、最低限の浴用、洗濯等に必要な水量
22日目頃から28日目頃まで	250ℓ/人・日	被災前と同様の生活に必要な水量

### ◆ 食料・生活必需品の提供

災害発生当初は、白井市が備蓄している水、食料、生活必需品を提供します。また、必要に応じて、災害応援協定を結ぶ企業等からも調達します。

白井市内での調達が困難な場合は、自衛隊の炊き出し、国・県・近隣市町村さらには全国に救援を要請し、白井市文化センター等を集積拠点として救援物資を受け入れて各避難所に配送します。



集積拠点の様子(令和2年7月豪雨、琢磨村)

出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

## ◆ 衛生・防疫対策

災害時は断水や下水道が損壊して水洗トイレが使えなくなることがあります。白井市では避難所や公園などに仮設トイレを設置して対応します。

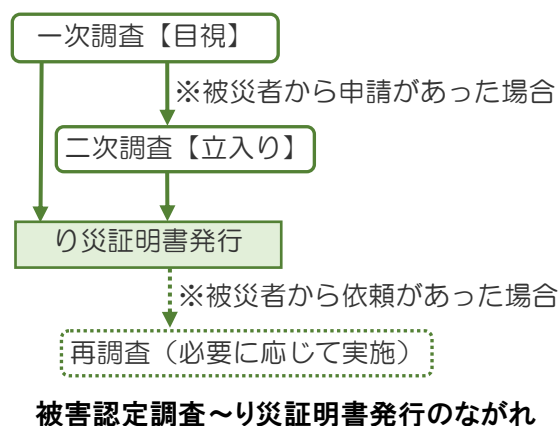
また、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて消毒を行います。

## ◆ り災証明

生活再建支援金や義援金等の受給、応急住宅への入居申請、市税の減免等の申請には、住宅の被害の程度を証明する「り災証明書」が必要です。

市では、二次災害等の危険が解消した段階で個々の住宅を調査して被害の程度を判定し、「り災証明書」を発行します。

なお、火災により焼損した家屋等は、印西地区消防組合が火災調査を行い、この結果をもとに「火災のり災証明書」を交付します。



## 『り災証明』と『り災届出証明』の違いについて

『り災証明』は、住宅の被害の程度を市が証明するものですが、これと類似するものとして『り災届出証明』があります。

『り災届出証明』は、住民から被害の届出があったことを証明するもので、住宅だけではなく、住宅以外の作業場、門などの付帯物、家財（家具・家電）、自動車、災害による負傷などを対象とし、市が発行します（現地調査は行いません）。

## ◆ 災害廃棄物の処理

大規模な災害では、倒壊したり、全壊と判定された建物、浸水した畳や家財等が災害廃棄物となって大量に排出されます。

このような場合、白井市は仮置場を確保して災害廃棄物を一時保管し、長期的な計画を立てて、関係事業者と協力しながら処理・処分をします。



仮置場の様子（令和元年房総半島台風、南房総市）

出典：（一財）消防科学総合センター「災害写真データベース」

## ◆ 応急住宅の確保

大規模な災害時には、県と白井市が連携して住宅を失った被災者に応急住宅を提供します。

応急住宅は、公園等の空地に仮設住宅を建設したり、民間賃貸住宅の空家を借り上げて確保するほか、公営住宅への一時入居等を支援します。



応急住宅の様子（平成19年能登半島地震、輪島市）

出典：（一財）消防科学総合センター「災害写真データベース」

## 8 交通対策・緊急輸送

### ◆ 交通規制

国道 16 号、国道 464 号は緊急輸送道路に指定されています。大規模な災害時は消防車等の緊急通行車両の通行を確保するため、一般車両の通行を制限したり、放置車両等を移動したりする場合があります。

### ◆ 緊急輸送

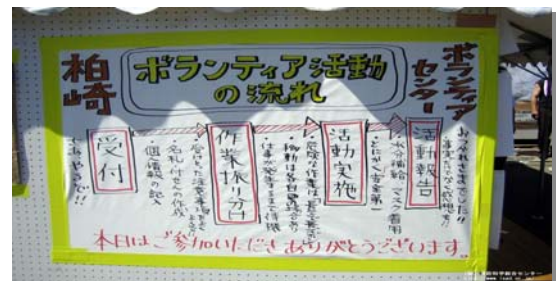
救援物資等を速やかに輸送するため、白井市や防災関係機関の車両を活用したり、運輸事業者等に緊急の輸送を要請したりします。

車両での輸送が困難な場合などは県にヘリコプターによる輸送を要請し、ヘリコプターの臨時離発着場を白井総合公園、白井運動公園などに開設します。

## 9 災害ボランティア

災害発生時には、多くのボランティアが集まり、被災地の復旧に大きな力を発揮します。白井市は、社会福祉協議会と協力して保健福祉センターに災害ボランティアセンターを設置します。

災害ボランティアセンターでは、ボランティアの登録・管理、ボランティア団体に関する情報の収集と連絡調整、ボランティアの派遣・募集等を行います。



災害ボランティアセンターの様子  
(新潟県中越沖地震、柏崎市)

出典:(一財)消防科学総合センター「災害写真データベース」

### 災害ボランティアの主な活動

専門ボランティア	一般ボランティア
① 外国語の通訳、情報提供	① 避難所の運営補助
② 被災建築物の応急危険度判定	② 炊き出し、食料等の配布
③ 被災宅地の危険度判定	③ 生活物資や義援品の仕分け、輸送
④ 災害情報や安否情報等の収集整理、広報	④ 高齢者や障がい者等要配慮者の支援
⑤ 被災者への心理治療	⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
⑥ 高齢者や障がい者等の看護、情報提供	⑥ 避難所や仮設住宅における生活支援
⑦ アマチュア無線通信 など	⑦ その他被災地における軽作業 など

## 10 帰宅困難者対策

### ◆ 一斉帰宅抑制の呼びかけ

地震により交通機関の運行停止や交通規制により、事業所の従業員、学校の児童・生徒、大規模商業施設の来訪者、駅の旅客等が帰宅困難となります。白井市は県と連携して、テレビ、ラジオ、防災無線の放送等で、市民、学校、事業所等に対して一斉帰宅を控えるように呼びかけます。

### ◆ 一時滞在施設の開設

白井市は、帰宅が困難になった方々を一時的に受け入れるため、西白井複合センター、白井駅前センター等に一時滞在施設を開設します。また、一時滞在施設では、食料、帰宅支援情報等を提供します。



# V 災害復旧・復興

## 1 災害復旧

### ◆ 被災者への支援

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、国、県、白井市、その他公共機関が協力して、支援金の支給や資金の貸付、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置等の対策を実施します。

#### 災害時の様々な再建支援メニュー

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ● 支援金の支給・貸付等   | ● 公共料金等の特例措置等  |
| ・被災者生活再建支援金の支給 | ・保育料の減免        |
| ・災害弔慰金などの支給等   | ・公共料金等の支払の特例措置 |
| ・生活福祉資金の貸付     | ● その他          |
| ・災害援護資金の貸付     | ・義援金品の配分、提供    |
| ● 税金の特例措置等     | ・郵便物の料金の免除     |
| ・市税の納期限の延期と減免  | ・災害公営住宅の建設     |
| ・国民健康保険料等の減免   | ・災害復興住宅融資      |
| ・国税、県税の納期限の延長等 | ・職業のあっせん       |

### ◆ 中小企業者等への支援

被災した中小企業者等への債務の猶予や事業の復旧に必要な資金融資等を行います。

### ◆ 農林水産業者等への支援

災害によって被害を受けた農林水産業者等の災害復旧に係る各種融資等を行います。

### ◆ 災害復旧事業

迅速な災害復旧のため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及びその他の法律による財政援助を受けて災害復旧事業を推進します。

※激甚災害とは、国民経済に著しい影響を及ぼす災害で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいいます。

## 2 災害復興

白井市は、住民等の生活や地域の機能、文化・産業の再建を図る災害復興事業を速やか、かつ計画的に実施するための臨時組織として、災害復興本部を設置します。

住民等・関係団体等と協力して、復興のための基本方針、基本計画、合意形成の推進等を図り、「くらしの復興」「都市の復興」「住宅の復興」「産業の復興」の各分野における種々の復興事業を推進します。



◆ 指定緊急避難場所一覧

地域 (小学校区)	施設名	所在地	対象災害			屋外スペース	
			洪水	崖崩れ	地震	収容人数	面積
白井第一 小学校区	白井総合公園	復 1422-10	○	○	●	38,900 人	38,900 m ²
	白井第一小学校(グラウンド)	根 105	○	○	○	7,120 人	7,129 m ²
	白井中学校(グラウンド)	根 54	○	○	○	10,690 人	10,698 m ²
	白井コミュニティセンター	復 1458-1	○	◎	—	—	386 m ²
	白井運動公園	神々廻 1728-1	○	○	○	52,680 人	52,689 m ²
白井第二 小学校区	白井第二小学校(グラウンド)	中 181-2	○	○	○	6,600 人	6,604 m ²
	公民センター	中 98-17	◎	◎	—	—	700 m ²
白井第三 小学校区	白井第三小学校(グラウンド)	根 336-15	○	○	○	9,960 人	9,964 m ²
	富士センター	富士 239-2	○	○	—	—	1,425 m ²
	開拓広場	富士 37	○	○	○	1,360 人	1,366 m ²
大山口 小学校区	大山口小学校(グラウンド)	大山口 2-2-1	○	○	○	9,380 人	9,384 m ²
	大山口中学校(グラウンド)	大山口 2-1-1	○	○	○	13,890 人	13,895 m ²
	西白井コミュニティプラザ	西白井 2-16-1	○	○	—	—	552 m ²
	富塚公園	西白井 2-17	○	○	○	3,020 人	3,025 m ²
清水口 小学校区	清水口小学校(グラウンド)	清水口 2-3-1	○	○	○	13,760 人	13,765 m ²
	西白井複合センター	清水口 1-2-1	○	○	—	—	850 m ²
	七次第一公園	清水口 2-2	○	○	○	8,530 人	8,538 m ²
七次台 小学校区	七次台小学校(グラウンド)	七次台 3-17-1	○	○	○	10,400 人	10,405 m ²
	七次台中学校(グラウンド)	七次台 1-21-1	○	○	○	14,270 人	14,274 m ²
池の上 小学校区	池の上小学校(グラウンド)	池の上 2-21	○	○	○	10,740 人	10,744 m ²
	白井木戸公園	池の上 2-22	○	○	○	13,360 人	13,367 m ²
	白井高等学校(グラウンド)	池の上 1-8-1	○	○	○	14,000 人	14,000 m ²
南山 小学校区	南山小学校(グラウンド)	南山 1-7-1	○	○	○	14,430 人	14,434 m ²
	南山中学校(グラウンド)	南山 1-6-1	○	○	○	16,770 人	16,777 m ²
	白井駅前センター	堀込 1-2-2	○	◎	—	—	429 m ²
	南山公園(噴水広場)	南山 1-4	○	○	○	4,360 人	4,367 m ²
桜台 小学校区	桜台小学校(グラウンド)	桜台 3-28	○	○	○	10,970 人	10,971 m ²
	桜台中学校(グラウンド)	桜台 3-27	○	○	○	11,920 人	11,929 m ²
	桜台センター	桜台 2-14	○	◎	—	—	482 m ²
合計						297,110 人	310,289 m ²

(注) ●は、地震等で広域延焼火災が発生した場合の広域避難場所を兼ねる。

◎は、洪水又は土砂災害が発生するおそれがあるときに早期に開設する避難場所で、屋内施設(次表の指定避難所の「収容スペース」参照)に収容する。

### ◆ 指定避難所一覧

地域 (小学校区)	施設名	開設順		収容スペース(屋内)		
		地震	風水害	室名	収容数	面積
白井第一 小学校区	白井第一小学校	①	②	体育館	130人	532 m ²
	白井中学校	①	②	体育館、柔剣道場	390人	1,570 m ²
	白井コミュニティセンター	②	①	多目的ホール、会議室×2、和室×2	110人	476 m ²
白井第二 小学校区	白井第二小学校	①	②	体育館	140人	570 m ²
	公民センター	②	①	レクリエーションホール、和室×2、会議室、 児童ルーム、相談室、集会室、作法室、 視聴覚室	160人	648 m ²
白井第三 小学校区	白井第三小学校	①	②	体育館	130人	550 m ²
	富士センター	②	②	大集会室、学習室(児童ルーム)、集会 室、休養室×2、視聴覚室	120人	499 m ²
大山口 小学校区	大山口小学校	①	②	体育館	140人	578 m ²
	大山口中学校	①	②	体育館、柔剣道場	250人	1,012 m ²
	西白井コミュニティプラザ	②	②	会議室×3、子供室、和室×2	60人	250 m ²
清水口 小学校区	清水口小学校	①	②	体育館	140人	592 m ²
	西白井複合センター	②※	②	レクリエーションホール、多目的室、遊戯室、 老人憩いの家、学習室、集会室、視聴 覚室、作法室、研修室	230人	951 m ²
七次台 小学校区	七次台小学校	①	②	体育館	150人	611 m ²
	七次台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,165 m ²
池の上 小学校区	池の上小学校	①	②	体育館	180人	740 m ²
	白井高等学校	②※	②	体育館	240人	960 m ²
南山 小学校区	南山小学校	①	②	体育館	130人	525 m ²
	南山中学校	①	②	体育館、柔剣道場	290人	1,174 m ²
	白井駅前センター	②※	①	レクリエーションホール、小学生ルーム、中高生 ルーム、チャイルドルーム、老人憩いの 家、研修室×2、作法室、視聴覚室	170人	684 m ²
桜台 小学校区	桜台小学校	①	②	体育館	190人	766 m ²
	桜台中学校	①	②	体育館、柔剣道場	270人	1,106 m ²
	桜台センター	②	①	レクリエーションホール、視聴覚室、作法室、 研修室、遊戯室、集会室、学習室	160人	645 m ²
合計					4,070人	16,604 m ²

(注)①は、発災時又は発災するおそれがある場合に最初に開設する「一次避難所」。

②は、①の一次避難所だけでは避難者を収容しきれない場合などに状況をみて開設する「二次避難所」。

※は、発災時に帰宅困難者への情報提供、避難所への案内、避難受入れのために開設する避難所。

### ◆ 福祉避難所一覧

NO	施設名	所在地	収容スペース(屋内)			適用
			室名	収容数	面積	
1	福祉センター	清戸 766-1	娯楽室、集会室、プレイ ルーム、研修室、会議室	200人	831 m ²	
2	清水口保育園	清水口 2-8-1	保育室×10、遊戯室、子 育て支援センター	190人	775 m ²	乳幼児・妊産婦用
3	南山保育園	南山 1-7-1	保育室×8、遊戯室、子 育て支援センター	160人	668 m ²	乳幼児・妊産婦用
4	桜台保育園	桜台 2-9	保育室×6、遊戯室	100人	416 m ²	乳幼児・妊産婦用

(注)保育園は、園児を預かる本来業務を優先し、福祉避難所として利用可能な場合に開設する。

